



IFRS Topics

January 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

IASB が活動成果を年末に相次いで公表

国際会計基準審議会 (IASB) は、現在の経済情勢へのさらなる対応として、既存基準に対する 2 つの改訂案および連結会計に関する公開草案を公表しました。改訂案へのコメント募集は非常に短期間となっています。また、収益認識に関するディスカッション・ペーパー「コンバージェンス・プロジェクト」も IASB と米国財務会計基準審議会 (FASB) との共同で 12 月に公表されました。以下ではこれらの提案内容の要約を示します。

IFRS 第 7 号改訂案—負債金融商品に対する投資

2008 年の 11 月と 12 月に IASB と FASB が共同開催した世界的な金融危機に関する円卓会議の参加者は、売却可能な負債金融商品の減損損失の内訳情報が有用であると示唆しました。IASB は、開示の範囲を広げることで財務諸表利用者は負債金融商品への投資をより簡単に比較できるようになると考えています。

IASB は 12 月 23 日に、2008 年 12 月の財務諸表に負債金融商品に対する投資に関する追加的な開示を要求する公開草案を公表しました。改訂案が草案どおりに最終決定された場合、企業は以下の情報を表形式 (比較数値なし) で開示することが要求される見通しです。

損益を通じて公正価値で測定する区分に分類されているものを除く、すべての負債金融商品 (貸付金および債権、売却可能負債金融商品、満期保有の金融資産など) は以下のとおりです。

	2008年12月31日		
	帳簿価額	公正価値	償却原価
貸付金および債権	X	X	X
満期保有投資	X	X	X
売却可能負債金融商品	X	X	X
合計	X	X	X

	2008年12月31日 それぞれのシナリオにおける税引前損益
負債金融商品への投資がすべて損益を通じて公正価値で測定するものに分類されている場合	X
負債金融商品への投資がすべて償却原価で計上されている場合	X

この改訂案に対するコメント募集期限は 2009 年 1 月 15 日です。多くの関係者によるコメントが奨励されています。

IFRIC 第 9 号および IAS 第 39 号改訂案—組込デリバティブ

IASB は 12 月 22 日、組込デリバティブに関して国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) 解釈指針第 9 号 (IFRIC 第 9 号) および IAS 第 39 号を修正する公開草案を公表しました。当公開草案では、金融資産を損益を通じて公正価値で測定する区分以外に再分類した後は、すべての組込デリバティブを評価することを義務付けるよう提案しています。資産全体は公正価値で計上されているため、この評価は当初認識時には実施されていなかったこととなります。

IASB は、公正価値で測定する区分からの再分類後、主契約に密接に関連していない組込デリバティブを分離するよう求める要件を企業が確実に適用するために修正が必要であると説明しています。これに関連する評価は、企業が最初に契約の当事者となった時点の状況に基づき実施する必要があります。さらに、IASB は、分離しなければならない組込デリバティブの公正価値が信頼性をもって測定できない場合には、複合金融資産は全体として、引き続き、損益を通じて公正価値で測定する区分に残しておかなければならないと提案しています。

当公開草案では、2008 年 12 月 15 日以降に終了する事業年度から、全面的な遡及適用を伴う適用を提案しています。提案どおりに改訂が承認された場合、2008 年 10 月の IAS 第 39 号の改訂を適用した企業は、当改訂を 2008 年 12 月の財務諸表から適用する必要があります。

この改訂案に対するコメント募集期限は 1 月 21 日です。多くの関係者によるコメントが奨励されています。

公開草案第 10 号「連結財務諸表」

IASB は公開草案(ED)第 10 号「連結財務諸表」を公表しました。当公開草案は現在の IAS 第 27 号および SIC 第 12 号を改訂するもので、連結の基礎として単一の支配ベースのモデルを提案するとともに、開示規定の範囲を拡大しています。当公開草案は、事業会社の連結の範囲にはほとんど影響しないと思われませんが、新しい用語である「仕組企業(structured entity)」が導入されているため、これに該当する企業においては連結の意思決定に影響を与える可能性があります。

2 つの改訂案は、IASB のオフ・バランス・シートに関する取組みの包括的な見直し、および金融安定化フォーラム(金融危機に対する国際的な規制当局による対応を調整する活動を行なう国際機関)からの推奨提案に対する IASB の対応の一環です。一方、資産および負債の認識中止に関する追加的な提案は、2009 年第 1 四半期に公表される予定です。

この公開草案に対するコメント募集期限は 2009 年 3 月 20 日です。

収益に関するディスカッション・ペーパー

IASB は、収益認識に関する指針の修正を提案するディスカッション・ペーパーを公表しました。当ディスカッション・ペーパー(FASB から公表されています)は、現行の基準である IAS 第 18 号「収益」および IAS 第 11 号「工事契約」を改訂する、新しい、コンバージェンスされた包括的な IFRS を目指すものです。この共同プロジェクトの目的は、業種にかかわらず一貫して適用可能な単一の収益モデルを開発することです。

IASB と FASB が提案する原則を適用することで、企業は、契約上の合意どおりに顧客に対し財貨およびサービスを提供することにより履行義務を満した時点で収益を認識することとなります。この原則は、現行規定の多くと同様であり、両審議会は、多くの取引は当提案に影響されないと見えています。しかし一方で、両審議会は、原則を明確化し、その原則を顧客とのすべての契約に一貫して適用することにより、財務諸表の利用者にとっての収益の比較可能性と理解可能性が向上することを期待しています。

このディスカッション・ペーパーに対するコメント募集期限は 6 月 19 日です。

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.